

講 演

法動員と権利の政治

— 合衆国の経験 —

マイケル・W・マッキャン

監訳 宮澤節生

翻訳 大塚 浩

著者紹介

著者のマイケル・W・マッキャン (Michael W. McCann) は、1974年にフロリダ大学で学士号を取得したのち、1983年にカリフォルニア大学パークレイ校で政治学の博士号を取得した、法制度の政治分析、アメリカ政治、政治理論等を専攻する政治学者である。1982年に州立ワシントン大学 (University of Washington) 政治学科助教授となり、以後、準教授 (1988年)、教授 (1993年) と昇進して、1996年からは政治学科長の地位にある。

著書としては、*Rights at Work : Pay Equity Reform and the Politics of Legal Mobilization*, University of Chicago Press, 1994, (with Gerald L. Houseman) *Judging the Constitution : Critical Essays on Judicial Lawmaking*, Little, Brown, 1989, *Taking Reform Seriously : Perspectives on Public Interest Liberalism*, Cornell University Press, 1986等がある。とくに、男女賃金差別撤廃運動を事例として、社会変革の手段としての法動員の可能性と限界を緻密な経験的研究によって追求した *Rights at Work* は、1994年度の「法と社会」学会 (Law & Society Association) を獲得して (紹介として、宮澤節生「〈共同体と法〉〈解釈主義と実証主義〉」法律時報69巻1号・1996年)、法過程、とくに法運動の政治学的分析における第一人者としてのマッキャンの評価を確立した。

本稿は、日本法社会学会学術大会 (1998年5月15日・名古屋大学) と早稲田大学比較法研究所 (同年5月18日) における講演 “Legal Mobilization and the Politics of Rights: The U. S. Experience” を改訂したものである。アメリカにおける法運動と法運動研究を概観するものであって、日本における法運動研究に対しても有益な示唆を与えるものとなっている。

はしがき⁽¹⁾

この論文の主題は、私が法動員の政治 (the politics of legal mobilization) と名付けたものである。先へ進む前に、私のメッセージに関して少し背景を提供してくれる逸話を紹介したい。基本的ポイントは、アメリカ人が法、裁判所、そして法律家についてきわめてアンビヴァレントな態度を保持しているということである。あるレベルでは、たしかに、アメリカの市民は自己の法制度を非常に尊重している。しかし同時に、その法制度をあざけりの対象にすることが、ほとんどアメリカ人の趣味となっているのである。とくに法律家は、それがしばしば滑稽なものであったとしても、しかしきわめて汚いジョーク的になっている。私の逸話は、まさにこのような態度を説明するものである。

ここへの旅のまさに直前に、私は、ヨーロッパでの長期にわたる旅から合衆国への帰途についていた。機内で私の隣にいた同胞アメリカ人が、3杯目か4杯目のワインに口を付け始めながら、会話を切り出してきた。会話が進むにつれて、われわれは互いに自己の職業を相手に明らかにした。彼は、自分はビジネスマンだと私に語った。私は自分が研究者で、法、訴訟、そして法律家が、よりよい、あるいはより公正な社会のための政治キャンペーンにいかなる影響を及ぼすかを研究していると答えた。「まったく、連中ときたら、事を滅茶苦茶にするだけですな。そうでしょう」と、彼は不平がましく言った。私はそれに外交的に答えて、「まあ、場合によってはたしかにそうですね。しかし私は、法律家やアメリカの法制度から結構いいことも生まれてきたと考えているんですよ」と言った。それから私は、彼に対して、まさにその主題に関してヨーロッパで一連の講演を行って帰途についているところで、日本での講演旅行に向かおうとしているところであると教えた。すると彼は即座に、責めるようではあったがいたってまじめに、こう言い返した。「あなた、自分を本当に信じてくれる人を捜して世界中旅しているというわけですか。」

序 論

この逸話を、合衆国における民主的な社会的闘争にとって法がどのように問題となるのかという問いに関する最近の学問的議論を簡潔に説明することによって、いま少し知的なパースペクティブの中に位置づけてみよう。

この40年間、進歩的（あるいはリベラルで民主的な）社会変化をめざす闘争における法の役割を評価するために、かなりの研究が展開されてきた。1960年代には、多くの研究者が、民主的変革と社会正義に対して訴訟と法的権利の主張が果たしうる貢献に関して、きわめて楽観的な評価を行っていた。平等な保護、言論の自由、デュープロセスの権利などに関連する里程標的な憲法訴訟判決はすべて、大企業の活動を規制する司法的介入の増大と共に、アメリカ南部における黒人の公民権運動、学生運動、反戦運動、そして最初期の女性の権利、環境、消費者などに関する運動と、密接に関連しているように思われた。

1970年代と1980年代には、連邦裁判所が右傾化し、進歩的運動が体制側の反発に直面して衰えるにともなって、指導的研究者たちは、より悲観的なパースペクティブを展開した。批判的な研究者たちは、研究の初期に法的行動と政治的変革の間に描かれたつながりが、厳密に証明されたというよりは想定されていたものにすぎないことを認識し始めた。一方、広い範囲の行動科学的社会科学研究者たちが、裁判所の判決の、それが目標とした社会的行為者や社会的実践に対する直接的効果を測定し始めた。たとえば、学校での祈禱に関する判決や、警察活動に関する手続的制限に関する研究において、司法によるリベラルな命令は、その対象となった州当局によって省みられないどころか、認識されてさえいなかったことが示された (Dolbeare and Hammond 1971; Becker and Feeley, eds. 1973 を参照)。公民権、女性の権利、環境政策等々に関する司法決定についてのその後の「インパクト」研究は、さらに懐疑主義を確認することとなった。広く議論されている問題は、裁判所には改革政策を展開し、監視し、強制するための制度的能力が欠けているということであった。これらの研究は、90年代はじめに出版されたジェラルド・ローゼンバーグ教授の多くの問題を扱った研究で頂点に達した。この研究は、広範な社会変革を達成するうえで訴訟に関して当初示された信仰は、本質的に「虚ろな希望」(Rosenberg, 1991) であったと結論づけたのである。それどころか、ローゼンバーグの議論によれば、法に対するそのような信仰は置き違えられたものであるばかりではなく、しばしばそれは、進歩的運動にとっての重要な資源を消耗させ、草の根組織、公開の抗議行動、立法をめざしたロビー活動、党派的な選挙同盟といった、より効果的な「政治的」戦術から諸々の努力を逸らせてしまうように作動したのである。

同時に、いわゆる「批判主義法研究者」は、彼らの視線 (sights) を (そして引用 (cites) を)、リベラルな法的言語、とくに「権利」に関連した法的言

語に転じていった (Bell 1976; Tushnet 1984; Bartholomew and Hunt 1990; Crenshaw 1988 を参照)。これらの研究の一般的含意は、一見進歩的に見える法的行動も、根本的な社会的不平等を無視した新たな権利付与をしばしば行うことによって変化の幻想を助長しただけにすぎず、社会の片隅に置かれた市民に限られた救済のみを与えただけにすぎないのであり、実際には階級、人種、ジェンダーに関して存在する階層構造の一般的パターンを強制することになった、ということであった。もっとも広範な批判によれば、リベラルな法的行動は、市民間に存在する不正義を曖昧にし、正当化させるような、イデオロギー的目隠しに貢献したとして非難されている。全体として、これらの研究は、私の同僚であるステュアート・シャインゴールドが、アメリカで広く受け入れられている「権利の神話」に対して早くに発していた警告を確認するものとなった。この「権利の神話」とは、訴訟のみが、多くのアメリカ人が期待するようになった平等主義的で包括的な社会改革という広く受け入れられていた約束を実現しうるのであるという、誤った信念を意味する (Scheingold 1974)。

私には、これらの批判は、すべてなじみ深いものである。なぜならば、環境、消費者、公民権に関する改革政策に対する私の初期の業績の多くは、慎重な表現を取ってはいるものの、民主化戦略としての法的行動について類似の悲観的なパースペクティブを提起したものであったからである (McCann 1986)。しかし、その後、知的探求と政治的諸事件の双方における変化が、この手許にある問題について、私がより複雑でバランスのとれたパースペクティブをとるようになる理由を与えてくれた。このような再評価の鍵となったのは、私にとって、「法」と「社会変化」の双方をより複雑で微妙なものとして見るという努力であった。これらの問題に関する私の理解は、法をその実践において理解するための、「法動員」(legal mobilization) アプローチと私が呼ぶものによって頂点に達した。この講演では、以降、このアプローチの基本的論理を素描し、それを合衆国の多様な政治的闘争に適用し、合衆国内外における法改革の未来に関するその含意についていくつかの考えを述べることによって、結論としたい⁽²⁾。

このアプローチは、複雑で多次元的なものであって、つねに複雑さと視野の双方を拡大している。そこで私は、省略される点と重要な問題に言及しながら、できうる限り要約を基本的なものに止めるよう努めるつもりである。

法動員と権利の政治

はじめに私は、法動員に関する私のモデルが完全にオリジナルなものではないことを告白せねばならない。むしろ私のアプローチは、社会運動の発展に関する社会科学モデルや、法社会研究者たち (law and society scholars) によって進められてきたさまざまな概念的アプローチ—私の同僚であるステュアート・シャインゴールドの「権利の政治過程」に関する古典的議論、個別の法的紛争過程に関する諸モデル、それに法的実践の解釈的研究を含む—を総合することから発展してきたものである (McCann 1994; Zemans 1983を参照)。

すでに示唆したように、法動員アプローチの鍵は、法という核心的観念をわれわれがどのように理解するかということにある。もっとも一般的には、われわれが「法」について言及するとき、われわれは異なったタイプの対象を意味している。あるときは、われわれは裁判所や行政官僚機構のような法機構を指しているが、ときには、裁判官、官僚、弁護士のような法官僚あるいは法エリートを指しており、さらにときには、法行動を導く法規範、法規則、あるいは法論理を意味しているのである (Thompson 1975を参照)。実際、法はそのように異なった対象を内包するので、私はよく学部学生に対して、授業中「法」という言葉を使うのを避けて、言おうとしていることをより正確に表現するために、他の名詞とともに「法的」という形容詞を使うだけにしようと言っている。法動員理論は、これら3つの用語法をすべて認めてはいるが、とくに最後の意味に関してわれわれがどう考えるかということを強調し、再概念化することに、基本をおいている。このモデルは、私が定義するところでは、個々の確定的な規則という慣習的な実証主義的意味においては法をもっともよく理解することはできないという前提から出発する。むしろ法は、知識とコミュニケーションの実践に関する特定の伝統として理解されるのである。ギャランターが論じているように、法は「一群の行動統制としてよりも、文化的・象徴的意味の体系として」より広い意味で理解されるべきなのであって、「それは、脅威、約束、モデル、説得、正当性、スティグマ等々を与えることによって、つまり象徴の伝達によって、主としてわれわれに影響を与えるのである」 (Galanter 1983: 127)。

知識と言語的实践としての法というこの理解は、社会生活の構築的 (constitutive) 慣行としての法の力に対して、われわれの関心と呼び起こす

(Merry 1988; Brigham 1988を参照)。この構築的な力は、曖昧なものである。一方で、法的知識は、ある程度において、われわれを社会における主体として形作るものであり、あるいはそうなることを示しているものである。受け継がれ学習された法的慣行は、市民の理解、期待、熱望、そして他者との相互作用といったものの、まさにそのあり方を形作る。法は、われわれが社会の中で市民として生活し、活動することを学ぶ方法の、重要な一部なのである。それは、社会的可能性についてのわれわれの想像力自体を形成するのである (Brigham 1988)。合衆国においてわれわれを構築するリベラルな法的慣行のうちで、もっとも重要なものは、われわれが権利と呼ぶものである。すなわち、市民間での正当な社会的資格と負担の配分を指定する、法の諸形式である。

他方、法は、われわれ市民が他者との関係を構造化し、社会生活における目標に向かって前進し、利害、欲望、あるいは原則が衝突する紛争をめぐって交渉を行うために各々が利用する、資源あるいは道具でもある。じつはこれが、法動員それ自体の中心的な意味である。つまり、法が動員されるのは、希望あるいは欲望が権利あるいは法的主張に翻訳されるときである (Zemans 1983を参照)。もちろん、そのような特定の法的主張のほとんどは、定着し、相対的に争いのない権利享受資格に言及するものである。しかし他の場合には、市民としての法的アクターであるわれわれは、しばしば法を異なった仕方でも解釈し、われわれの必要と環境に適応させる過程で法を再形成する。すなわち、われわれは、われわれ自身を形成する法を、ある程度再形成するのである。この意味で、法的慣行は、非常に可塑的で順応性のある媒体であると理解されるのであって、それは、諸関係を変更し、権利享受資格を再定義し、集団的生活への熱望を定式化するために、日常的に使われているものなのである (Merry 1985を参照)。マーサ・ミノウ教授が述べているように、「権利は権利意識を覚醒させるものであって、その結果、個人と集団は」国家官僚によっては「それまで公的に認識あるいは施行されてこなかった権利を思いつき、それに基づいて行動しうるのである」(Minow 1987: 1867)。われわれは間もなく、この一社会関係についての、権利という観点から現れつつある理解としての一権利意識という概念が、法動員分析にとって決定的なものであることを理解することになろう。

もちろん、法的慣行の、多様な解釈を許容する不確定性や可塑性には限界がある。法的実践は、何が法的にみて理にかなったものとされるか、あるいは説

得力を持ったものとされるかという点について、それ自体に内在する制約を抱えているのであって、国家は、多くの場合、これらの制約を組織された力で支えているのである。公式の法機構や裁判官のような国家エリートの役割が登場するのは、ここにおいてなのである。法動員アプローチは、公式の国家機構が、法の正当な意味の範囲を「警備」し、それらの意味の限界を守らせ、必要な場合には法の公式な読み方に違反した者に対して国家の暴力を選択的に使用するために機能するということを認識している。しかし、法の根本的な生命は、国家の警察力のそのような直接的な介入の外や、とくに裁判所の外部で生じるのである。つまり、法の生命は、法の公式の意味が、紛争を解決し、あるいは特定の法実践を強いるような国家の介入のひとつの可能性として、間接的にのみ支配を及ぼすような場所において生じるものなのである。実際、(裁判官のような) 公的な第3者が介入するかもしれないという、黙示的あるいは明示的な脅威にさらされているという可能性の方が、実際の直接的な国家介入よりもはるかに大きく、社会的相互作用と交渉関係を形作る傾向をもつのである (Galanter 1983)。そして、法動員研究が典型的に目的とするのは、国家の公式規則の「影」の下にある社会の全領域での一職場、企業の役員室、家族、近隣、コミュニティ等の内部での、そして公式機構の諸空間を通じての一法の複雑な生命なのである。実際、法動員分析の主要なプロジェクトは、そこに狙いを定めているのである。すなわち、社会関係と権力のあり方を変容させ、あるいは再構築する闘争のための、戦略的資源と制約の両方としての、また権能の付与と剥奪の源としての、法的権利の構築的役割を分析することである (Scheingold 1989; Silverstein 1996)。

この描写をより完全なものにするのは、法のさらにもうひとつの側面である。簡潔にいうと、法動員モデルは、法が社会における部分的で条件依存的な力であるということを前提としている。このことは、一方では、改革グループの法的戦術が、立法へのロビイング、選挙における党派的な主張活動、あるいは公開の抗議行動などの、他の政治的戦術と調整されて用いられることが非常に多いという事実に対して、関心を促す。実際、私は、あとで、訴訟というものは、副次的あるいは補完的な政治戦略として用いられるときもとても効果的であるということを強調するつもりである。他方で、法動員アプローチは、法的慣行というものは、社会生活を支配する多様なタイプの規範のうちのひとつを構成するものにすぎないことをも、認識している。このことは、特定の法動員の実践のいかなる評価も、社会生活を構造化する多重的な法的・非法的な力

という、より広い文脈への言及をとめないながら実施されねばならないということの意味している。私自身の研究では、そのような文脈の海図を描くため、私は、広範な社会経済的な諸力、可変的な機会構造、および可変的な資源配分に焦点をあてるような社会運動モデルを利用している(より詳しくは、McCann 1994を参照)。しかしながら、これらの要因を論ずることは、この論文の範囲を超えている。

法動員—事例研究におけるモデルの操作化—

複雑で構成的な力としての法という、この一般的理解を念頭に置くことによって、われわれはいよいよ法動員パースペクティブから実際の政治的闘争を検討することができる。私はこのアプローチを、社会的紛争あるいは闘争を、潜在的な発展過程の異なった諸段階を包含するプロセスとして見ていくことで組織化している。合衆国の多様な社会運動における法のインパクトに関する議論は、4つのそのような段階に注目することによって進められるであろう。それぞれの段階において、私は、法的戦術と実践が多様な運動に力を与えた場合と力を奪った場合の、両方の例を提示するよう努めるつもりである。事例は多くの研究者の業績を利用するが、私自身の研究におけるケーススタディにとくに注目することになるであろう。

第1段階—法と運動の形成—

合衆国における社会運動にとって法が重要となるもっとも重要な時点は、おそらく、組織形成およびアジェンダ形成という、最初期の諸局面においてである。法研究者の中には、この関係を一般的に認識し、探求した者もいる。しかし、法動員の研究者が、私の考えでは、もっとも洗練された分析を提供している。

核心的な洞察は、「権利の政治」に関するステュアート・シャインゴールドのよく知られた議論によって表明されている。彼が述べているように、社会の片隅に追いやられている集団にとって、「政治的動員を開始し育成するために、(法的) 権利に関する享受資格があるのだという認識を利用すること」(Scheingold 1974: 131) は可能である。慣習的に「権利意識の増進」と名付けられているこのプロセスは、運動構成員の認知的変容の、多くの場合密接に関連してはいるものの別個の存在であるところの二つのプロセスを含んでいる

ものと理解することができる。

これらのうち最初のものは、「課題設定」の過程であって、そこにおいて運動行為者は、既存の社会悪や不公正をそのようなものとして「名付け」、それに挑戦するために、法ディスコースを利用するのである。そのようなものとして、法規範と法的伝統は、既存の諸関係がいかにかに不公正であるかを説明するプロセスや、集団の全体的目標の定義付け、および、異なる状況に位置している市民の間での共通のアイデンティティの構築に際して、重要な要素となりうるのである (McCann 1994; Schneider 1986; Brigham 1988; McGlen and O'Connor 1980を参照)。法的実践が運動建設に寄与しうる第2の、しかし関連した道は、運動がその内部で発展していくことになる、全体的な「機会構造」を形作ることによってである。この洞察は、運動の形成と行動は、支配的な諸集団と諸関係が挑戦に対して弱体であると認識された時期においてより発生しやすいという、研究者の一般的な前提によっている (Piven and Cloward 1979; McAdam 1982)。公式の法的行動による前進は—そして、とりわけ社会的関心を引いた訴訟による前進は—、国家的・非国家的な当局者の間にこの脆弱性の感覚を作り出すことに、何度も貢献してきた。とくに、司法での勝利は、平等な権利といった一般のカテゴリーによる主張に対しても、また、これらの広範な法的伝統の範囲内での特定の挑戦の定式化に対しても、それを目立つものにし、あるいは「正当性」を付与するという効果を持ちうるのである (Scheingold 1974; Silverstein 1996)。実際、多くの研究者たちが、合衆国での過去40年以上にわたる権利をめぐる訴訟から生まれた一種の「伝染効果」について述べている (Tarrow 1983; Epp 1990; Burstein and Monaghan 1986)。

法の活用のこれらの2つの次元は、典型的には、社会運動の発展において相互に関連しあっている。たとえば、訴訟のような公式の法的行動は、当初はシステムの脆弱性を暴露し、不満を抱いている市民に対して法的主張を「理にかなったもの」あるいは目を引くものとするように、作動しうるのである。社会の片隅に追いやられているそのような集団は、これらの諸機会に乗じて活動するにつれて、悪をそのようなものとして「名付け」、自己の要求を枠付け、そして自己の大義を前進させるために法的慣行を動員する自己の能力について、洗練と自信を獲得していくのである。パイヴンとクラワードは、抵抗の政治における意識向上に関する彼らの古典的な議論において、このことを認めている。市民が「変化への要求を含意する『権利』について主張し始める」と、し

ばしば「その有効性に関する新たな感覚」が発達し、「普段は自分自身を無力だと考えている人々が、自分にも運命を変える能力がいくらかあるのだと信じるようになる」(Piven and Cloward 1979) ののである。

法の触媒作用というこの複雑なプロセスは、1950年代の公民権運動によって、よく例証されている。はじめに、1954年の有名なブラウン対教育委員会判決へと導いた訴訟プログラムは、2通りの意味で公民権運動の発展にとって決定的重要性を有していた。第1に、南部の白人の権力構造がある点では弱いものであることを実証し、挑戦的行動のために貴重な実践的資源を提供することによって南部の黒人たちの希望を掻き立てた。歴史研究者のオルドン・モリスは、この点を以下のように要約している。

1954年判決の勝利は、そのプログラムの背後にいる黒人大衆を糾合するために組織がまさに必要としていた勝利であった。つまり、子供をより設備の整った白人の学校に入れたいという黒人たちの希望にアピールすることによって、それは黒人家庭に到達し、人々の個々の生活に対する意味を獲得したのである (Morris 1954)。

第2に、南部白人権力に対して高まった人種の支配の廃棄という圧力は、黒人の公式指導集団、すなわち全米黒人地位向上協会 (the National Association for the Advancement of Colored People) に対する一法的攻撃と物理的暴力の双方を含む一大規模かつ非常にあからさまな攻撃を引き起こした。そして、これらの反応が、翻って、よりラディカルな形態の抵抗行動を主張する、地域的で教会に所属する NAACP の指導者と、全国組織の、より官僚的で法への志向が強い指導者たちとの間の分裂を強いることになった。その結果が、南部の黒人一般の草の根抵抗キャンペーンへの勢いと、法的戦術単独の有効性に対するフラストレーションとの、双方の高まりだったのである。「法的行動と大衆抵抗運動という2つのアプローチは、荒れもするが、しかし何とか活用できる結婚状態に至ったのである」(Morris 1984: 26, 39)。その上、運動の2つの前線における白人と黒人の紛争が結果として増大したことが、ワシントンの当局者、連邦裁判所、北部のメディア、および全国的世論を含む方向へと紛争の「視野を拡大した」のである (McAdam 1982)。裁判所の判決は、したがって、単独では道徳的インスピレーションによって挑戦的な黒人の草の根行動を「引き起こす」こともなければ、強制によって公民権に関する課題への連邦の支持を「引き起こす」こともなかったのである。すでにその研究について

言及したジェラルド・ローゼンバーグのような批判者は、この点については正しいのである (Rosenberg 1991)。しかし、NAACP によって先鞭を付けられた法的戦術は、公民「権」に関する主張を増進し、南部における人種の闘争の当初のあり方を強化するという点において、非常に際だった存在であったのである。

同じようなダイナミックスは、障害者の権利 (Olson 1984)、動物の権利 (Silverstein 1996)、ジェンダーに基づく賃金の平等性 (McCann 1994) 等のための運動においても、明白となっている。これらの例がとくに興味深いのは、これらが、決定的で射程の広い司法上の勝利はこの法的触媒効果を達成するためには必ずしも必要ではないことを証明しているからである。たとえば、賃金平等問題は、ほとんど、隔離された仕事に固定された女性労働者に対する差別の救済のために裁判所が承認した伝統的アファーマティヴ・アクション政策の限界に対する対応として発展したのである (Blum 1991)。1970年代の一連の敗北の後、賃金平等運動は、賃金差別法に関する小さな勝利を最高裁レベルで勝ち取るとともに、後に上級審で覆されはしたものの下級審で草分けとなる判決を勝ち取った。しかし、この3つの判決の最初と最後の間の5年のうちに、運動の指導者たちは、判例法理論上の限界があったにもかかわらず、国中の何百という職場の女性労働者を組織するために法的行動を効果的に利用したのである。裁判所の勝利に焦点を当てた強力な宣伝キャンペーンが、当初この争点を全国的議論の課題とし、指導者たちに対して、賃金平等は「1980年代の女性労働者の問題」であるという警鐘を鳴らしたのである。それに続いて、訴訟が、国中の多くの場所の裁判所において、組合や運動の組織化に成功するための戦略の中心をなすものとして、女性労働者のために提起されたのである。ここでもまた、証拠は、裁判所の判決は、よく主張されるように女性労働者に対して自己の従属的地位を「啓蒙」するように作用したということはない、ということを示唆している。そうではなく、長期にわたる持続的な法的行動は、雇用者を挑戦に対して脆弱にし、女性労働者が利用できる資源を拡大し、女性運動者に対して平等主義的な権利という統一的主張を与え、それらの主張を前進させることへの自信と洗練の双方を増大させるように作動したのである (McCann 1994)。

さて、法的戦術の中には、社会運動の発展に水を注し、あるいは阻害するように作動してきたものがあるという議論も可能である。この点に関する共通した議論は、法的戦術が、草の根教育や組織化よりも訴訟に集中する弁護士へ資

源を逸らせてしまうというものである (Scheingold 1974; McCann and Silverstein 1997 を参照)。環境問題や消費者問題に携わる弁護士に関する私のかつての著作 (McCann 1986) が証明したように、その主張にはいくらかの真実がある。そういった「公益活動家」の焦点は、あきらかに、裁判所や規制機関における法的擁護活動にあった。草の根との彼らの唯一の接点は、法的努力に対して資金を提供するための任意の寄付金を求めることだけであった。そのような「小切手帳による加入」は、草の根の組織化活動を促進することは、けっしてなかった。しかし、私が論じたように、この政治の構成員は全国に散らばっている大多数が中流の白人市民なのであって、彼らはいずれにせよ、社会運動活動のための動員をすることは思われないのである。この点で、運動創出の失敗について法的戦術を非難するのは、けっして正しいことであるとは思われない。

第 2 段階と第 3 段階—政治的圧力としての法動員—

典型的な社会運動活動の次の 2 つの段階は、共通の法的なダイナミクスに関連している。簡潔にいうと、私が念頭に置いているのは、法的主張活動が、しばしば、運動の活動家たちに対して敵に対抗する制度的および象徴的な梃子の源を与える、その仕方である。この梃子となる役割は、運動建設に対する法の創出的貢献に密接に関連している。というよりも、法のそのような貢献の裏面である。法的な権利による主張活動は、多様な集団から改革という目標のために強力な積極的サポートを「引き出し」うるからこそ、それがなければ非協力的なままの敵を譲歩や妥協に「押しやる」武器として、用いられうるのである。運動建設の努力におけると同様に、法動員のこの第 2 の側面は、通常、訴訟や他の公式の法的行動をある程度伴っている。そうであるにもかかわらず、裁判所での勝利は、短期あるいは長期の法的梃子入れの成功に常に必要というわけではない、ということがわかるであろう。

ある面では、これは、研究への新たな道を開いた洞察というわけでは、決してない。離婚の処理、契約上の義務、財産的損害に対する責任などに関する日常の「私的な」紛争のインフォーマルな解決を強いるために法的戦術とその脅しを用いることは、法研究者にはおなじみのものである (Galanter 1983; Mnookin and Kornhauser 1979)。しかしながら、社会変革の政治におけるフォーマルな法的行動とインフォーマルな法的行動の間の弁証的關係は、一般にはごくわずかの学問的関心しか受けてこなかったのである (例外として、

Handler 1978; Olson 1984; Silverstein 1996を参照)。

社会政策の主張者たちに対して訴訟が強力な戦術的梃子を提供するのにはいくつかの方法がある。第1に、改革者たちの標的になった組織は、訴訟が直接的出費と長期にわたる財政的負担の双方の点でかなりのコストを課しうるのであるということを十分認識している。実際、大きな公共的紛争—たとえば、人種・ジェンダーの差別、安全性に欠ける職場、あるいは環境への損害などをめぐるも—における裁判所のコストは、しばしば何百万ドルにもなるのであって、経済的に重大な活動を何年にもわたって拘束しうるのである。より重要なことは、強力な公的・私的な利害関係者たちは、自己の意志決定の自律性に対するコントロールを一投資、賃金政策、外部化されたコスト等々のいずれに関するものであれ—裁判官のような部外者に対して失うことを恐れているのである。したがって、彼らは発生しうる損失を改革活動家との直接交渉による紛争解決によって減じることに関心をもつのである。最後に、権利主張の象徴的・規範的な力それ自体も過小評価すべきではない。合衆国の市民は一般に権利主張に応ずるので、挑戦的な集団は明確な司法的あるいは他の公的な支援がない場合でさえ、譲歩を強いるために法規範、法慣行、法的要求をしばしば動員しうるのである (Scheingold 1974; 1989; Handler 1978)。

ここで問題とされている暗黙の前提は、政治的闘争は好ましい法規範や司法の介入という脅威の影の中で行われた場合に、より迅速、安価、および効果的に前進するであろうというものである。そのような法的な一手は、もちろん社会改革者たちの成功に対する費用のかからない保証では決してないのである。法的行動を取ることは、しばしば強力な敵からの譲歩を生み出すことがなく、したがって、運動支持者たちを敵方の組織よりもはるかに法手続を取る余裕が乏しいにもかかわらず、長く、費用のかかる、リスクの大きな法手続にコミットさせてしまうかもしれないのである。それにもまして重要なことは、裁判所での最終的な敗北が運動の志気を弱め、交渉力を低下させ、資源を浪費させることである。したがって、法的な梃子入れは、それがまだ実行されていない脅威として機能するときにもっとも成功するのであるが、そうする際に活動家たちは、ときにはさらに進んで訴訟を続行するか、そうせずに政治的影響力をかなりの程度失うか、どちらかを選択する用意がなければならないのである。いずれにせよ、道徳的権利と外部からの介入の可能性による脅威の源泉としての法を象徴的に宣明することは、権利によるディスコースに対して、もっとも基底的な社会的力を注入するのである。

前に述べたように、支配的集団に圧力をかけるために法的資源を動員することは、運動による闘争の第2、第3段階と私が呼ぶ段階で起こる。各段階を簡潔に論じよう。

第2段階—政策への共鳴の創出— 闘争の第二段階は、国家あるいは他の当局者から基本的政策要求に対する共鳴、あるいは少なくとも部分的な譲歩を生み出そうという努力の中での法的戦術の使用を伴う。政治研究者のヘレナ・シルヴァースタインは、この戦術が近年の動物の権利運動においてどのようにしてかなり重要な前進を生み出したのかを証明している (Silverstein 1996)。多様な事例において、彼女は、訴訟が動物の虐待を劇的に表現し、特定の組織アクターを困惑させ、メディアから好意的関心を勝ち取るために使用されてきたことを例証している。デモ行動やメディアで扱われる他のイベントと注意深く組み合わせられた場合には、人目を引く訴訟は、二重の脅威として働いたのである。すなわち、標的となった「虐待者」に対して世論を動員すると同時に、裁判所でのコストのかかる法手続と敗北の可能性によって脅威を与えたのである。総じて、このような法的戦術は、国家と非国家的当局者の双方に対して運動が変化を強いるもっとも効果的な方法のひとつであることが明らかとなった。

ジェンダーに基づく賃金平等という私自身の研究も、同様のダイナミクスを明らかにした (McCann 1994)。賃金平等の活動家たちは、女性労働者を動員するためだけでなく、雇用者に公衆の目の前で「差別者」としての焼き印を押し、裁判官が新たな賃金体系を課す可能性があるというリスクを提起することの双方によって、雇用者に間接的にプレッシャーを与えるためにも、繰り返し訴訟を利用したのであった。何十もの事例において、法的戦術は問題への関心を引き起こし、賃金政策に関する団体交渉や立法の行き詰まりを打破し、女性中心の職業における労働者のための賃金の上昇を確保するために作動したのである。

これらの研究は、ともに、法的梃子入れ戦術に関してしばしば見落とされがちな側面を、再び確認したものである。第1に、それらは、裁判での明確な勝利の繰り返しというものが、効果的な法動員にとってかならずしも必要なものとはいえないことを例証している。どちらの運動でも、訴訟は、活動家たちが求めていた新たな権利や救済の多くを直接確認する控訴審判決を生み出さなかったのである。しかし、少なくとも関連する問題でいくつか小さな勝利を獲得し、主たる主張のために裁判での当事者適格を獲得した能力は、相手方に対し

て、十分な現実的コスト（悪い評判や裁判費用など）と発生しうるリスク（裁判所によって押し付けられる政策というもの）とを与え、重要な譲歩をさせるように圧力をかけたのである。さらに、法的な戦術はここでも、デモ、立法でのロビー活動、団体交渉、メディアへの宣伝などの他の戦術と併用された場合にのみ、主として有益であった。法規範と制度上での作戦行動は運動戦略のひとつの次元のみを構成していたにすぎないという事実が、たしかにその独立した効果の評価を複雑なものにしている。しかし、それぞれの運動において、活動家たち自身と特定事例の歴史分析が、法的行動のそのような状況依存のかつ副次的な重要性を確認しているのである。このような法的梃子入れのダイナミックスに関する他の注目すべき例は、環境 (Melnick 1983)、消費者 (McCann 1986)、女性 (McGlen and O'Connor 1983)、公民権 (Scheingold 1989)、そして障害者の権利 (Olson 1984) といった運動から引き出すことができる。

しかし、法的戦術が進歩的変化を生み出すことに失敗したり妨害さえした重要事例もまた、同様に挙げることができる。妊娠中絶の例は、おそらく、教えるところの多い例を提供している。フェミニストたちはロー対ウェイド (*Roe v. Wade*) 判決で「選択の権利」を勝ち取ったのであるが、医療サービスの提供やそれらの権利を行使するための財政援助の提供は、意味をもつほどには実現しなかった。さらに、ロー判決は、妊娠中絶というオプションを選択する女性の能力を否定するか、少なくとも相当制限することに熱中する、重大な保守的対抗運動を生み出したのである (Rosenberg 1991)。最後に、女性の権利を守るために採用された「プライバシー」という論理が、問題となっている権力の核心的問題をふさいでしまい、低所得の女性への国の財政援助を勝ち取る見込みを減少させてしまった (Copelon 1989)。簡潔にいうと、法的戦術は、真の変化への梃子入れに失敗しただけではない。それは、おそらく、代替的な戦術（立法、草の根の組織化）が生み出したかもしれない変化への可能性を掘り崩したのである。裁判所によって認められた人種と性別の双方に関するアフーマティブ・アクションに対する政治的反動も、同様に最近数十年の社会変化への梃子入れの努力を少なくとも混乱させたのである。

最後に、相手方の法的梃入れが社会運動を大きく阻害し、破壊さえしようということも注意に値する。実際、リベラルあるいは進歩的な民主的運動は—19世紀末のポピュリスト農民の運動や今世紀初頭の労働運動を含めて—一大企業その他の改革反対者のためになされた司法行動によって大きく阻害されたので

ある。

第3段階—政策の実施— 法的な梃子入れは、政治的闘争の政策実施段階においてもまた、しばしば顕著に現れる。このことは重要である。なぜならば、効果的な政策実施手続なしで「紙の上で」新たな権利や政策の受け入れを獲得しても、ほとんど何も達成されないからである。そして、多くの研究者が法的戦術は相対的にいって無益なものであるということをいくらかの理由付けをもって示したのは、この段階においてである。合衆国におけるこのような動向へのもっとも一般的な説明は、裁判所は、政府においても社会においても自己に抵抗する集団に対してその判決を強制する独立性や資源を欠いているというものである (Rosenberg 1991; Handler 1978; Horowitz 1977; McCann 1986; Scheingold 1974)。

しかながら、法動員研究は政策実施をめぐる戦いにとって法がどのように重要になりうるのか、また実際そうなるのかということに関するいくらかの有益な洞察を提供している。とくに、経験的探求に従事する多数の者が、国家によって承認されたか、国家以外の当局者によって承認されたかを問わず、改革政策の実施手続において運動活動家が発言権、地位、そして影響力を勝ち取るにあたって、いかにして法的戦術が—とくに現実の訴訟あるいは訴訟の脅威が—助けとなってきたかということを記録してきた。これらの中には、環境 (Sax 1981; Melnick 1983)、ジェンダーと人種の差別 (Burstein and Monaghan 1986; O'Connor 1980)、および障害者の権利 (Olson 1984) に関連する政策分野が含まれている。

法は、多くの「アウトサイダー」集団にとって、ひとつの特定の目的に関して、とくに重要である。すなわち、政策の定式化と実施の手続を「公式なものにする」という目的である。公式性とは、ここでの理解では、諸関係が公開の、一般的、明示的、統一的な諸手続に従って処理される、その度合いを指すものである (Lowi 1979)。ここでの基本的仮定は支配集団は標準化された手続、実体的ガイドライン、高度の可視性、外部からの監督によって妨げられない、高度に裁量的な政策実施の、高度に閉ざされた (自律的な、あるいは隠された) 様式を好みがちだということである。このようなインフォーマルな状況においては、挑戦者たちには空虚な象徴的ジェスチャーを与えながらも、優越的エリートたちの確立された諸特権はより容易にコストを最小化し、統制を維持し、彼ら自身の特権を保護するために勝利しうるのである。対照的に、社会の片隅に置かれた集団は通常、より公式化された手続から恩恵を受ける。そこ

では、明確化された手続的権利と実体的基準が、物的、組織的資源の大半をコントロールする支配的利害関係者の裁量を制限するために採用されるのである (Delgado et al. 1985)。

社会運動集団はしばしば、このような制度的アクセスを創出するためとそのようなアクセスが結果を生み出すようなものにすべく圧力をかけるためにとくに訴訟を用いる。このように、法的資源は政策をめぐる闘争の「救済」段階において、進行中の行政的な諸関係の「構造」を形成するためのより単純な梃入れ戦術と並んで、一連のより洗練された道具—基本的手続、基準、および実践—をしばしば提供するのである (Galanter 1983参照)。たとえば、不当労働行為の告発、仲裁と苦情処理機関への依存、そして他の関連する戦術は、ニューディール時代以降の労働者代表のルーティーン的な戦術を構成してきた。この戦術は、また、70年代の行政国家をより大きな直接民主主義的参加へ解放しようと試みていたリベラルな環境運動グループ、消費者グループ、そして「良い政府」をめざすグループの、主な課題を構成していたのである (McCann 1986)。類似の努力は、同様に、実施過程を再構成する方法を雇用者側が取り込んでしまうのを防止しようと努めたジェンダーベース賃金平等改革者たちの、主要な戦術のひとつを定義づけるものでもあった (McCann 1994)。最後の例は、とくに述べておく価値がある。社会学者のローレン・エーデルマンは、訴訟を避け、1970年代の人種に関するアフターマティヴ・アクション原則の善意の遵守という外観を維持するために、雇用者がいかにルーティーン的に社内担当部門を設置したかを明らかにした。しかし、ほとんど欺瞞的あるいは防衛的な目的で設置されたにもかかわらず、このような部門は、しばしば、多くの企業と国家機構の内部において「真の」変化を促すために、反差別的規範と訴訟の脅威を動員したのである (Edelman 1990)。

もちろん、司法インパクト研究が示唆するように、法的梃子入れはしばしば、闘争の初期段階と同様に政策実施の戦いにおいても改革者たちにほとんど何物も提供することがなかった (Handler 1978)。裁判官が多量の技術的知識と経験を要求する事例に直面して萎縮するという事実は、政策実施段階における法的梃子入れ戦術の効果をより乏しいものとしうるのである。その上、あからさまに敵対的な裁判所は、ここでもしばしば政策プロセスにおける運動行為者の力を現実に殺いでしまう方法で大幅に機会を減じ、資源を与えることを拒否するのである。そしてまた、裁判所が不利な立場にある集団に好意的に動いたとしても、ほとんどの制度的状況における不公正は、変化のために法的資源

を動員する意志をもった十分に組織された構成員がなければ、挑戦されることなく存続し続けるであろう。実際、公式法の上での見かけ上の前進は、社会の片隅に置かれた組織的資源を欠く市民にとって、すでにある侵害に侮辱を加えさえするものであるかもしれないのである (Bumiller 1988を参照)。簡潔にいうと、法は改革者を助けないことがしばしばあり、行動に対するかなりの制約を形成するかもしれないのである。ここでもまた、このようなヴァリエーションを理解するには、その中で闘争が発生する社会関係の大きな網の中での法の作動を分析することが要求されるのである。

第4段階—闘争における／のための法の遺産—

運動の発展の第四の、そして最後の段階は、法と社会変化の双方に関してもっとも複雑、微妙、そしてユニークな省察を必要とする。これが、私が「遺産」の局面と名付けているものである。それは、運動の闘争が、特定政策の達成という域を越えて、人々、諸関係、および諸制度に対して与える余波に関わるものである。これは、法と変動に関してもっとも研究がなされていない分野であるので、私のポイントを簡潔に検証するために、大部分私自身の研究に基づいて論ずることにしたい。

合衆国の十数ヶ所の組織状況における賃金平等に関する研究で、私は直接的かつ具体的な成果は、ささやかなものではあるが重要であるということを見出した (McCann 1994)。女性の仕事は完全な平等を与えられるまでには至らなかったが、多くの場合賃金は、10パーセント、15パーセント、さらには25パーセントまで上昇したのである。しかし、女性たちとの私のインタビューによって、それは獲得した唯一のものではなく、最重要なものですらないということが明らかになった。むしろ、女性労働者たちは繰り返し職場での力の付与 (empowerment) と呼びうるものに関する事柄について語ったのである。彼女たちは、市民としての自己の有効性に関する感覚がいかにして大いに強められたかを語り、それ以上に、他の女性労働者との一体感がいかに顕著に増大したかを語ったのである。これは、組合内部における女性の組織的力と、雇用者との関係における組合の相対的な組織力の、両方の成長と関連していた。多くの女性は、賃金平等化をめぐる法動員の努力から帰結した「権利意識」の向上の重要性についてとくに語っていた。結果として、ほとんどの職場において、賃金平等闘争は、産休、付加給付、転職機会、職場環境の改善等々の新たな争点に関する要求を迅速に引き起こすことになった。皮肉なことに、私がインタビ

ューしたほとんどの女性は、仕事をめぐる環境について、より満足していると同時にさらに多くのものを要求していた。ここで、ある女性の証言を紹介させていただきたい。

「私はいつも、女性の権利についてああいう人たちが叫んでるのを聞いてきましたが、自分と同じような人たちだとは思ってませんでした。でも、そのあと、われわれの給料がとんでもなく安いという事実について何かしようということで、こういうこと全部（訴訟）をやってきました。で、言わせてほしいんですけど、新しい契約のために戦ったあとで、物事を別な風に見るようになったんです。私は、権利のために戦うということについて、ほんとにたくさんを学びました。で、私はいまフェミニストなのかということ…まあ、多分そういうことになるでしょう。たしかに私は、女性の権利の強力な支持者なんです。」(ケース264)

さて、読者の中には、このような結果は望ましくないばかりか、脅威でさえあるとみる人もいるかもしれない。しかし、ともあれ法と法動員活動が、多くの人々の生活と制度状況の中に違いを作り出したということは否定しえない。同時に、私がかれと同じ結果をあらゆる場所で見いだしたというわけではなかった。裁判管轄地によっては、積極的変化のはっきりした痕跡はほとんど存在しない。ある職場では、環境は悪化しさえし、当初の闘争に関わった女性たちは、ほとんどが諦めるか去るかしたのである。このことは、私を出発点に引き戻す。つまり、法動員は、その性質上本来的に市民から力を奪うものでもなければ、市民に力を与えるものでもなく、それは状況に依存しているということである。

結 論

さて、合衆国における法動員の政治に関して、どのような結論を下しうであろうか、あるいは下すべきであろうか。要約的な判断をいくつか示唆してみたい。

第1に、司法インパクトの研究者たちは一貫して正しかった。合衆国においては訴訟のみで重要な社会変化を生み出すということは、きわめて稀であった。しかしこれは、あまりにも明白な主張である。なぜならば、合衆国の複雑な憲法構造の中では、いかなる機構も、少なくとも他との協働がなければ単独では活動しないのである。その上、この主張は、法が一法機構、法エリート、

法規範が一社会変化において役割を果たす、興味深い、しかし微妙な方法から、注意を逸らすのである。

第2に、法的な擁護活動は、合衆国の多くの民主的運動に大きく貢献してきた。その最大の寄与は、皮肉なことに、運動の発展の初期段階と政策を受容させるための梃子入れ（あるいは圧力を加える）段階においてであった。効果的な政策実施の梃子入れにおける訴訟の価値は、それが多くの政策分野においてアメリカ政治の重要な一部になってはいるとはいえ、はるかに可変的で要約困難なものである。遺産の局面（紛争の余波）に関しては、同様に事例は多様である。しかし、ほとんどの研究者が、1950年代から1980年代に至るリベラルで民主的な運動政治の成長の大部分を、リベラルな裁判所、進歩的な社会改革訴訟、そして「権利の語り」と呼ばれるものの激増に帰していることは注意に値する。そして、改革活動のこの豊富な遺産それ自体が、「権利」という法的言語が、批判者がしばしば示唆するように狭い範囲のもので、制約を課するようなものであるのかという点について疑問を挟む理由を提供しているのである。

第3に、効果的な法的主張活動は、裁判での勝利をつねに必用としているわけではない。もっとも成功した運動キャンペーンの多くは、それを、判決はもちろん公判にさえ持ち込むこともけっしてなかったのである。そして、裁判所での敗北でさえ、ときには積極的效果を持っていた。成功という結果への鍵は、裁判所での勝利自体というよりは、裁判所の影の中でなされる権利のための政治的活動なのである。

第4に、好ましい判決を勝ち取ることがつねに決定的であるわけではないものの、それは負けるよりはましである。そもそも、敵対的な裁判所は運動を窒息させ、新しい活動の力を殺ぎうるのであるから。最近10年間の合衆国連邦裁判所の広範な保守化傾向は、同時期におけるリベラルで民主的な運動による政治行動の減衰を説明する鍵となる要因のひとつである。つまり、政治と法は、アメリカの公的生活の至るところで完全に関連しあっているのである。法はわれわれの政治過程の一部なのであって、それは政治と別個のものではなく、われわれが政治を行う方法の重要な一部分なのである。

最後に、私のここでの焦点はほとんど、われわれが合衆国におけるリベラルで民主的な、あるいは進歩的な政治について、どう考察しているかということに関するものであった。私の見解では、法動員アプローチはイデオロギー的なスペクトラムの全体にわたって、政治の法的次元を分析するうえで同様に有用なものである。実際、このアプローチは、反環境的な財産権運動の支持者た

ち、中絶の権利に対するニューライトの敵対者、大企業批判者に対する名誉毀損裁判などのような、保守的集団による法的戦術の使用の増大を研究することに使われてきている。同時に、このアプローチは、リベラルな憲法的伝統や権利志向的伝統が発展途上にある多くの国々における政治の分析にも有用である。そのようなものであるから、このアプローチはまた、裁判所と権利の伝統がより大きな力に発展しつつあるヨーロッパ共同体や他の国々おそらく日本も含めて一の政治にとっても、大いに適用可能なのである。

注

- (1) この論文は、1998年5月に日本法社会学会と早稲田大学法学部において行った講演の公式版である。この講演は、私の多くの著作、とくに McCann (1998a; 1998b) からの引用によっている。
- (2) この方向でのより包括的な素描が、私の著書 *Rights at Work* (1994) であるが、私の著作の多くはここで言及された問いの多様な側面を拡大し、再概念化してきたものである。

参考文献

- Atleson, James B. (1983) *Values and Assessment in American Labor Law*. Amherst: Univ. of Massachusetts Press.
- Barthomew, Amy, and Alan Hunt (1990) "What's Wrong With Rights." 9 *Law & Inequality* 501.
- Berger, Margaret A. (1980) *Litigation on Behalf of Woman*. New York: Ford Foundation.
- Blum, Linda M. (1991) *Between Feminism and Labor: The Significance of the Comparable Worth Movement*. Berkeley: Univ. of California Press.
- Bourdieu, Pierre (1987) "The Force of Law: Toward a Sociology of the Juridical Field," 38 *Hastings Law Journal* 805.
- Brigham, John (1987) *The Cult of the Court*. Philadelphia: Temple Univ. Press.
- (1988) "Right, Rage, and Remedy: Forms of Law in Political Discourse," 2 *Studies in American Political Development* 303.
- Bumiller, Kristin (1988) *The Civil Rights Society: The Social Construction of Victims*. Baltimore: Johns Hopkins Univ. Press.
- Burstein, Paul (1991) "Legal Mobilization as a Social Movement Tactic: The

- Struggle for Equal Employment Opportunity.” 96 *American J. of Sociology* 1201.
-, and Kathleen Monaghan (1986) “Equal Employment Opportunity and the Mobilization of Law.” 20 *Law & Soc’y Review* 355.
- Copelon, Rhonda (1989) “Beyond the Liberal Idea of Privacy: Toward a Positive Right of Autonomy.” In Michael W. McCann and Gerald L. Houseman, eds., *Judging the Constitution : Critical Essay on Judicial Law-making*. Glenview, Ill: Scott, Foresman.
- Crenshaw, Kimberle Williams (1988) “Race, Reform, and Retrenchment : Transformation and Legitimation in Antidiscrimination Law.” 101 *Harvard L. Rev.* 1331.
- Delgado, Richard, et al (1985) “Fairness and Formality : Minimizing the Risk of Prejudice In Alternative Dispute Resolution.” 85 *Wisconsin L. Rev.* 1359.
- Dolbeare, Kenneth, and Phillip E. Hammond (1971) *The School Prayer Decisions : From Court Policy to Local Practice*. Chicago: Univ. of Chicago Press.
- Edelman, Lauren (1990) “Legal Environments and Organizational Governance : The Expansion of Due Process in the American Workplace.” 97 *American J. of Sociology* 1531.
- Epp, Charles(1990) “Connecting Litigation Levels and Legal Mobilization : Explaining Interstate Variation in Employment Civil Rights Litigation.” 24 *Law and Soc’y Rev.* 145
- Ewick, Patricia, and Susan S. Silbey(1992) “Conformity, Contestation, and Resistance : An Account of Legal Consciousness.” 26 *New England L. Rev.* 731.
- Feeley, Malcom M. (1973) “Power, Impact, and the Supreme Court.” In Becker and Feeley (1973).
- Fink, Leon (1987) “Labor, Liberty and the Law : Trade Unionism and the Problem of the American Constitutional Order.” 74 *J. of American History* 904.
- Forbath, William E. (1991) *Law and the Shaping of the American Labor Movement*. Cambridge: Harvard Univ. Press.
- Freeman, Alan (1982) “Antidiscrimination Law : A Critical Review.” In Kairys (1982), 96-116.
- Gabel, Peter (1982) “Reification and Legal Reasoning.” In *Marxism and the Law*. Eds. Piers Beirne and Richard Quinney. New York : John Wiley and Sons, 262-278.
- (1984) “The Phenomenology of Rights Consciousness and the Pact of Withdrawn Selves.” 62 *Texas L. Rev.* 1563.

- Galanter, Marc (1983) "The Radiating Effects of Courts." In *Empirical Theories of Courts*. Eds. Keith D. Boyum and Lynn Mather. New York : Longman, 117-142.
- Garth, Bryant G. (1992) "Power and Legal Artifice: The Federal Class Action." 26 *Law & Soc'y Rev.* 237.
- Handler, Joel F (1978) *Social Movements and the Legal System : A Theory of Law Reform and Social Change*. New York : Academic Press.
- Harrington, Christine, and Barbara Yngvesson (1990) "Interpretive Sociolegal Research." 15 *Law & Social Inquiry* 135.
- Horowitz, Donald L. (1977) *The Courts and Social Policy*. Washington, D. C. : The Brookings Institute.
- Hunt, Alan (1985) "The Ideology of Law : Advances and Problems in Recent Applications of the Concept of Ideology to the Analysis of Law." 19 *Law and Soc'y Rev.* 1.
- (1990) "Rights and Social Movements : Counter-Hegemonic Strategies." 17 *J. of Law and Society* 309.
- Johnson, Charles A., and Bradley C. Canon (1984) *Judicial Policies : Implementation and Impact*. Washington, D. C. : Congressional Quarterly Press.
- Kairys, David, ed. (1982) *The Politics of Law : A Progressive Critique*. New York : Pantheon.
- (1990) "Freedom of Speech." In Kairys, David, ed., *The Politics of Law : A Progressive Critique*. 2nd Ed. New York : Pantheon. 337-272.
- Katz, Jack (1982) *Poor People's Lawyers in Transition*. New Brunswick, N. J. : Rutgers Univ. Press.
- Kelman, Mark (1987) *A Guide to Critical Legal Studies*. Cambridge : Harvard Univ. Press.
- Kessler, Mark (1990) "Legal Mobilization for Social Reform : Power and the Politics of Agenda Setting." 24 *Law and Soc'y Rev.* 121.
- Kluger, Richard (1976) *Simple Justice*. New York : Alfred A. Knopf.
- Lefcourt, Robert, ed. (1971) *Law Against the People : Essays to Demystify the Law, Order and the Courts*. New York : Vintage.
- Lichterman, Andrew M. (1984) " Social Movements and Legal Elites." 1984 *Wisconsin L. Rev.* 1035.
- Lowi, Theodore J. (1979) *The End of Liberalism : The Second Republic of the United States*. New York : Norton.
- (1971) *The Politics of Disorder*. New York : Basic Books.
- Lynd, Staughton (1984) "Communal Rights." 62 *Texas L. Rev.* 1417.
- McAdam, Doug (1982) *Political Process and the Development of Black Insurgency, 1930-1970*. Chicago : Univ. of Chicago Press.

- McCann, Michael W. (1986) *Taking Reform Seriously : Perspectives on Public Interest Liberalism*. Ithaca: Cornell Univ. Press.
- (1991) "Legal Mobilization and Social Reform Movements: Notes on Theory and Its Applications," 11 *Studies in Law, Politics, and Society* 225.
- (1993) "Reform Litigation on Trial" 18 *Law and Social Inquiry* 1101.
- (1993a) "Resistance, Reconstruction, and Romance in Legal Scholarship." 26 *Law and Soc'y Rev.* 601.
- (1994) *Rights at Work : Pay Equity Reform and the Politics of Legal Mobilization*. Chicago: Univ. of Chicago Press.
- and Helena Silverstein (1997) "Rethinking Law's 'Allurements': A Relational Analysis of Social Movement Lawyers in the United States." In Austin Sarat and Stuart Scheingold, eds., *Cause Lawyering: Political Commitments and Professional Responsibilities*. New York : Oxford Univ. Press.
- (1998a) "How Does Law Matter for Social Movements ?" In *How Does Law Matter ?* Eds. Bryant Garth, Felice Levine, and Austin Sarat, Chicago : Northwestern University Press.
- (1998b) "Social Movements and the Mobilization of Law." In *Social movements and the Political Process in the U. S.* Eds. Anne Costain and Andrew McFarland. New York : Rowman & Littlefield.
- McGlen, Nancy, and Karen O'Connor (1983) *Women's Rights*. New York : Praeger.
- Mather, Lynn, and Barbara Yngvesson (1980-1981) "Language, Audience, and the Transformation of Disputes." 15 *Law and Soc'y Rev.* 775.
- Medcalf, Linda (1978) *Law and Identity*. Beverly Hills: Sage Publications.
- Melnick, R. Shep (1983) *Regulation and the Courts : The Case of Clean Air*. Washington, D. C. : Brookings.
- Merry, Sally Engle (1985) "Concepts of Law and Justice Among Working-Class Americans: Ideology as Culture." IX *Legal Studies Forum* 59.
- (1988) "Legal Pluralism." 22 *Law & Soc'y Rev.* 868.
- (1990) *Getting Justice and Getting Even : Legal Consciousness Among Working Class Americans*. Chicago : Univ. of Chicago Press.
- Milner, Neal (1986) "The Dilemmas of Legal Mobilization: Ideologies and Strategies of Mental Patient Liberation." 8 *Law & Policy* 105.
- Minow, Martha (1987) "Interpreting Rights: An Essay for Robert Cover." 96 *Yale L. J.* 1860.
- (1990) *Making All the Difference : Inclusion, Exclusion, and American Law*. Ithaca : Cornell Univ. Press.
- Mnookin, Robert H., and Lewis Kornhauser (1979) "Bargaining in the Shadow

- of Law : The Case of Divorce." 88 *Yale L. J.* 951.
- Morris, Aldon (1984) *The Origins of the Civil Rights Movement*. New York : Free Press.
- O'Connor, Karen (1980) *Women's Organizations' Use of the Courts*. Lexington, Mass. : Lexington Books.
- Olson, Susan M. (1984) *Clients and Lawyers : Securing the Rights of Disabled Persons*. Westport, Conn. : Greenwood Press.
- Piven, Frances F., and Richard Cloward (1979) *Poor People's Movements : Why They Succeed, How They Fail*. New York : Vintage.
- Rose, Nikolas (1985) "Unreasonable Rights : Mental Illness and the Limits of Law," 12 *J. of Law and Society* 199.
- Rosenberg, Gerald (1991) *The Hollow Hope : Can Courts Bring About Social Change*. Chicago : Univ. of Chicago Press.
- Rupp, Leila, and Verta Taylor (1987) *Survival in the Doldrums : The American Women's Rights Movement*. New York : Oxford Univ. Press.
- Santos, Boaventura De Sousa (1977) "The Law of the Oppressed : The Construction and Reproduction of Legality in Pasargada." 12 *Law and Soc'y Rev.* 5.
- Sarat, Austin (1985) "Legal Effectiveness and Social Studies of Law." IX *Legal Studies Forum* 23.
- (1990) "'...The Law is All Over : ' Power, Resistance and the Legal Consciousness of the Welfare Poor." 2 *Yale J. of Law and the Humanities* 343.
- Sax, Joseph L. (1971) *Defending the Environment : A Strategy for Citizen Action*. New York : Knopf.
- Scheingold, Stuart A. (1974) *The Politics of Rights : Lawyers, Public Policy, and Political Change*. New Haven : Yale Univ. Press.
- (1989) "Constitutional Rights and Social Change." In *Judging the Constitution*. Eds. Michael W. McCann and Gerald L. Houseman. Glenview, Ill. : Scott, Foresman/Little, Brown. 73-91.
- Schneider, Elizabeth M. (1986) "The Dialectic of Rights and Politics : Perspectives from the Women's Movement." 61 *New York University L. Rev.* 554.
- Silbey, Susan (1992) "Making a Place for Cultural Analyses of Law." 17 *Law & Soc. Inquiry* 39.
- Silverstein, Helena (1996) *Unleashing Rights : Law, Meaning, and the Animal Rights Movement*. Ann Arbor : Univ. of Michigan Press.
- Tarrow, Sidney (1983) *Struggling to Reform : Social Movements and Policy Change During Cycles of Protest*. Occasional Paper #15, Center of International Studies, Cornell University.

- Thompson, E. P. (1975) *Whigs and Hunters : The Origin of the Black Act*. New York : Pantheon.
- Tomlins, Christopher L. (1985) *The State and the Unions : Labor Relations, Law, and the Organized Labor Movement in America, 1880-1960*. New York : Cambridge Univ. Press.
- Turk, Austin (1976) "Law as a Weapon in Social Conflict." 23 *Social Problems* 276.
- Tushnet, Mark (1984) "An Essay on Rights." 62 *Texas L. Rev.* 1363.
- (1987) *The NAACP's Legal Strategy Against Segregated Education, 1925-1952*. Chapel Hill : Univ. of North Carolina Press.
- Westin, Alan Furman (1953) "The Supreme Court, the Populist Movement, and the Campaign of 1896." 15 *J. of Politics* 3.
- Williams, Patricia (1987) "Alchemical Notes : Reconstructing Ideals from Deconstructed Rights." 22 *Harvard Civil Rights-Civil Liberties L. Rev.* 410.
- Zemans, Frances Kahn. (1983) "Legal Mobilization : The Neglected Role of Law in the Political System." 77 *American Political Science Review* 690.